

平成 19 年 2 月

## 「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について（概要）

### 1 趣旨

医道審議会歯科医師分科会歯科医師臨床研修部会意見書（平成 18 年 3 月 14 日付け及び同年 10 月 3 日付け）を踏まえ、所用の改正を行うもの。

### 2 主な改正内容

- （1）研修管理委員会の要件として、研修の評価、修了認定等に関する規定を追加すること。
- （2）臨床研修の評価に関する規定を追加すること。
- （3）臨床研修の中断及び再開並びに未修了に関する規定を追加すること
- （4）臨床研修を修了したと認める基準に関する規定を追加すること。
- （5）（3）及び（4）に関する様式を追加すること。
- （6）臨床研修施設群の構成に変化があった場合に関する規定を追加すること。
- （7）（6）に関する様式を改訂すること。
- （8）その他所用の改正を行うこと。

### 3 施行日

発出日（平成 19 年 2 月 23 日）

（平成 19 年 2 月 23 日医政発第 0223005 号）